

## 日本磁気共鳴医学会 倫理委員会規程

### (設置)

第1条 日本磁気共鳴医学会(以下「本学会」という)に倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。

### (目的)

第2条 本学会定款第3条に定める目的遂行に必要な事項について審議し、本学会の活動や運営、会員の行なう研究や活動に倫理上の指針を与えることを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会の行なう業務は次の通りとする。

- (1) 理事会から諮問された事項の審議と答申
- (2) 委員会提案・審議事項の理事会への上申

### (構成)

第4条 委員会の委員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 委員は以下の各号の委員を持って組織し、男女両性で5名以上で構成されなければならない。

- (1) 理事会により選任された理事または特任理事若干名
- (2) 理事会により選任された本学会の会員若干名
- (3) 編集委員会の担当理事あるいは編集委員長
- (4) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で、会員以外の者
- (5) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる、会員以外の者

3 前項(4)と(5)は他を同時に兼ねることはできない。

4 委員には本学会の会員以外のものが複数含まれていなければならない。

5 委員会に委員長と副委員長を置き、いずれも理事会により選任する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。

### (委員会)

第6条 委員会の開催に当たっては第4条第2項の各号の委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 委員会は対面によるものを基本とするが、双方向の意思表示が可能であればオンラインによる開催においても成立するものとする。

(審査資料の保管)

第7条 委員会が審査を行った研究に関する資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間）、適切に保管する。

(その他)

第8条 本規程並びに委員名簿は、厚生労働省の研究審査委員会報告システムにおいて公表する。

2 委員会の開催状況及び審査の概要についても、倫理審査委員会報告システムにおいて公表する。

附則 この規程は、2021年7月1日から施行する

細則の参考

1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日）

倫理委員会設置基準：

- ①医学の専門家、自然科学の有識者が含まれていること
- ②倫理学・法律学の専門家、人文・社会科学の専門家が含まれていること
- ③患者さんの立場を含めて、一般の立場から意見を述べるができる者が含まれていること
- ④施設外の委員が複数以上含まれていること
- ⑤男女両性であること
- ⑥5名以上で構成すること

※①から③までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和2年6月29日）案

「人を対象とする生命科学・医学系研究」の定義の新設 本指針が適用される研究には、医学系以外の領域で行われる研究（工学系学部の 医工連携による研究への参画や、人文社会学系学部が人類学的観点から行う研究など）も含まれることに留意し、「人を対象とする生命科学・医学系研究」の定義を新設する。